保健福祉施策に関する提言・要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 生活保護制度について
- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2)国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化に適応した制度改正を着実に進めること。
- (3) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (4)介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。
- (5) 生活福祉資金貸付制度について、地域の実情を踏まえた適切な運用方策を検討すること。
- (6) 自立意欲のある生活保護受給者が救護施設から退所した後の住居費・生活諸費を就職支度費に加算することについて、検討すること。
- 2. 福祉制度の改正等に伴う電算システム改修経費等について、地域の実態を 踏まえた十分かつ適切な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、 十分な準備期間を設けること。

- 3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強 化など実態に即した支援措置を講じること。
- 4. 原子爆弾被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者救済の立場に立って、制度運用を図るとともに、より速やかな審査に努めること。

- 5. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費 の全額を国が負担すること。
- 6. 民生委員・児童委員の定数について、高齢化の進展や生活実態の変化等に即応した委員配置を行うため、定数基準を見直し増員を図ること。